

京都市排水設備指針と解説 2018年版 主な改定点

・全般

使用頻度の少ない項目については削除、もしくは他の文献を参照するようにした。

特に「京都市下水道排水設備指針と解説 2014年版」(以下「現行指針」という。)において、引用・転載が多数であった「下水道排水設備指針と解説(以下「協会指針」という。)公益社団法人日本下水道協会(以下「協会」という。)」からの引用・転載については、協会との協議により、基本的には「協会指針」を参照するものとし、使用頻度の多い項目についてのみ、引用・転載し、掲載するものとした。

また、図表等の引用・転載について、引用・転載元団体との協議により、引用・転載元を明記した。

・第1章 総論

- 1-3 「私道排水設備」→「私道内共同排水設備」へ文言を変更した。(私道内下水道整備に関する規程に合わせた。)
- 1-6 「排水設備設置義務の免除に関する要綱」の改定に伴い、空調設備等からのドレン排水については、一定の条件のもと、「雨水と同様の扱いとする。」を追記した。
- 1-8 「京都市特定環境保全公共下水道事業条例、同施行規程」を追記した。
- 1-10 (8)イ 下水道法第13条に基づき、文言を変更した。(検査の立ち入り)
- 1-12 排水設備の維持管理を新規追加した。

・第2章 屋内排水設備

- 2-7 流速・勾配の基準について、「給排水衛生設備規準・同解説」の表現に合わせた。
- 2-9 男性用無水小便器の設置について 「届出」を「協議」に変更した。
- 2-11 12阻集器 全面改定 設置にかかる関係法規、阻集器を設置しなければならない業種等を明記した。
- 2-19 混合槽の有効容量について、「排水槽の設計指針」との整合を図った。(3 m³以下→3 m³未満)
- 2-19 「湧水槽排水に係る下水道使用料について、お客さまサービス推進室と協議する。」を追記した。
- 2-22 排水槽の計画下水量 算定方法、建築用途別の汚水量および排水時間を削除→「排水槽の設計指針」により算定する。
- 2-26 「京都市ディスポーザ排水処理システムの取扱いに関する要綱」の改定に伴い、文言を一部変更した。
「ディスポーザ排水処理システム等から発生する汚泥の取り扱いについて、

を追加した。

・第3章 屋外排水設備

- 3-5 「硬質塩化ビニル管については、耐候性に留意する」を追記した。
- 3-6 緊急避難場所となる公共施設の排水設備について、地震等の地下の変動に対しては、その被害を緩和させる特殊継手等の部材使用を使用する必要がある旨を追記した。
- 3-7 公共ますについての文言を追加した。
- 3-8 接続ますで硬質塩化ビニル製ます（小口径ます）を使用する場合（ます深2.0m以下）についての基準を追記した。
- 3-17 「防臭ますを接続ますに原則使用しない。」を追記した。
- 3-32 逆流防止等措置の例（圧力開放ふたの設置）の図を追加した。
- 3-41 誤接合対策を追加した。

・第4章 雨水貯留浸透施設

改定なし。

・第5章 除害施設等

- 5-3 カドミウム及びその化合物、トリクロロエチレンの基準値を改定した。

・第6章 私道内共同排水設備

「私道排水設備」→「私道内共同排水設備」へ文言を変更した。（「私道内下水道整備に関する規程」に合わせた。）

- 6-3 処理区別用途別汚水量原単位表（時間最大）を改定した。（表6-1）
- 6-3 特環区域の処理区別用途別汚水量原単位表（時間最大）を追加した。（表6-2，6-3）
- 6-9 マンホールの種類，及び構造等については，公共下水道管の設計指針，標準構造図を参照するものとした。
- 6-10 取付管の種類，及び構造等については，公共下水道管の設計指針，標準構造図を参照するものとした。

・第7章 参考資料

- (1) 現行指針に記載されている下水道法，京都市公共下水道事業条例等は最新のものに改定した。
- (2) 排水槽の設計指針，指導基準，注意事項，申請書記載例，計算例等を削除し，京都市上下水道局公式ウェブサイト（以下「上下水道局HP」という。）に改定した要綱，設計指針，申請書等を掲載予定。

(3) ディスポーザの要綱，手続フロー，申請書記載例等を削除した。（京都市ディスポーザ排水処理システムの取扱いに関する要綱，申請書は既に上下水道局HPに掲載中）

参－４１ 京都市特定環境保全公共下水道事業条例を追加した。

参－５３ 京都市特定環境保全公共下水道事業条例施行規程を追加した。

参－１０２ 排水設備設置の事務等の流れの図を更新した。

参－１０５ 排水設備工事確認申請書を現行のものに更新した。

参－１０６ 特環の排水設備工事確認申請書を追加した。

現行指針（参－７７）⑦確認通知の欄を削除した。

現行指針（参－８３）水洗便所築造工事資金貸付申請書を削除した。

現行指針（参－８４）水洗便所築造工事資金貸付承認通知書を削除した。

現行指針（参－８６，８７）水洗便所設置奨励金交付申請書を削除した。

現行指針（参－８８）水洗便所築造工事資金借用証書を削除した。

・指針運用開始予定日：平成３０年４月１日